

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、子どもの貧困対策を包括的に推進するため、平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。そして、令和元（2019）年の6月にはこの法律が改正され、基本理念として子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景には親の失業・低所得、教育格差など様々な社会的要因があること等が明記されました。また、市町村に対して子どもの貧困対策計画を策定する努力義務が規定されました。

厚生労働省が令和5（2023）年7月に公表した最新の国民生活基礎調査によると、いわゆる「子どもの貧困率」※は11.5%となり、前回調査（平成30（2018））の14.0%から改善されました。この「貧困」は、生活水準が毎日の衣食住に事欠くレベルの「絶対的貧困」ではなく、生活はできるものの経済的に苦しい状態である、「相対的貧困」を指しています。

相対的貧困にある子どもたちは、医療や学習、進学のお機会が与えられないため、子ども時代の格差が将来的な経済的格差につながり、次の世代もまた同じ状況に陥るといふ、「貧困の連鎖」まさに負のスパイラルが生じることになります。

そのため、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困の状況にある子どもの環境を整備し、生活、教育、就労等を総合的に支援することが喫緊の課題となっています。

この課題を解決するため、わが国においては、これまでの取組をさらに強化し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、令和元（2019）年11月に「子供の貧困対策に関する大綱」を改訂し、静岡県もこれを踏まえて、新たな「静岡県子どもの貧困対策計画」を策定しました。

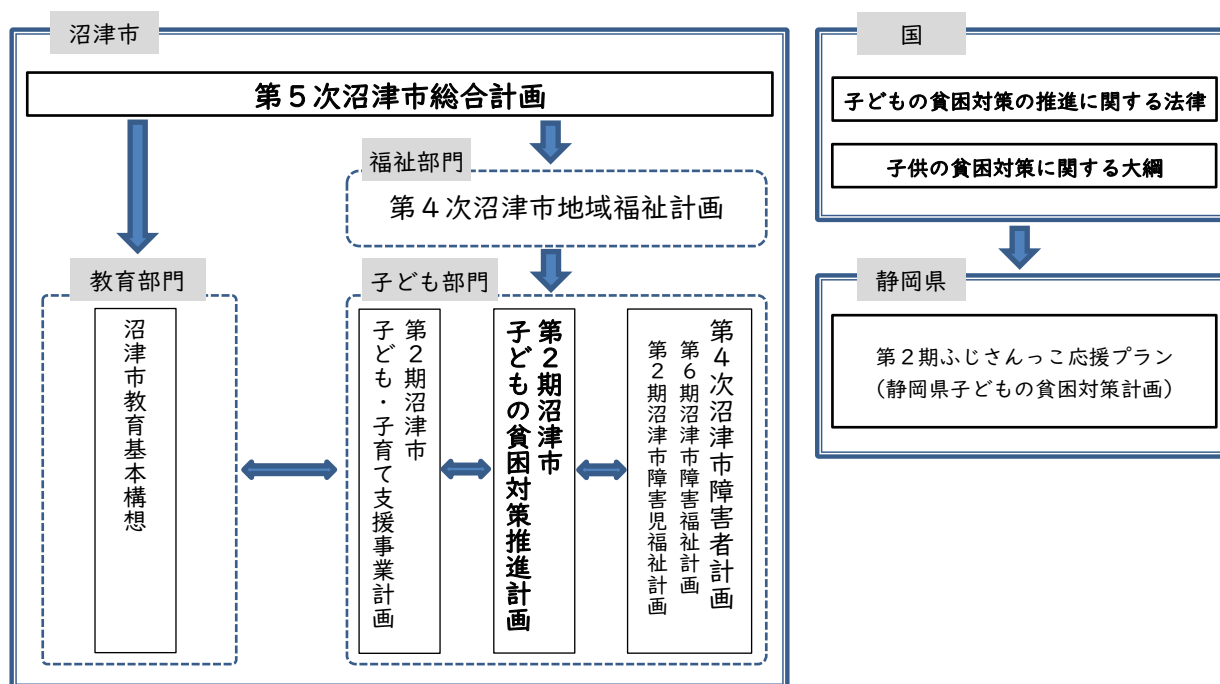
本市においても、平成31（2019）年3月策定の「沼津市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、実施した事業の検証を行い、今後、切れ目のない、より実効性のある対策を講じ、困難を抱えている子どもたちに必要な支援が確実に届く取組を推進するため、「第2期沼津市子どもの貧困対策推進計画」を策定します。

※子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない子どもの割合のこと。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえつつ、本市が子どもの貧困対策について定める任意計画として策定するものです。

また、「第5次沼津市総合計画」を上位計画として「第4次沼津市地域福祉計画」「第2期沼津市子ども・子育て支援事業計画」「第4次沼津市障害者計画（第6期沼津市障害福祉計画・第2期沼津市障害児福祉計画）」「沼津市教育基本構想」等の関連する計画との整合性を図り、策定するものです。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度
基礎調査	●					●	
統計資料整理		●					●
資源量把握		●					●
計画策定		●					●
計画実施			→				
計画評価			→				